

トピックス

- 中国における民法典の制定の最新動向

法令速報

- 新型コロナウイルスの感染拡大にかかわる民事案件の審理に関する最高人民法院の指導意見(二)
- 生態環境部、「新化学物質環境管理登記弁法」を公布
- 六部門、信用貸付融資費用を規範化し、企業融資の総合コストを低減

弁護士コラム

- 事例からみる広告法コンプライアンスについて(2)
——「問題のある地図」がもたらす広告法のコンプライアンスリスク
- 外国投資情報報告について

重要法令対訳

- 最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(第三章)(中日対訳)

中国における民法典の制定の最新動向

2020年5月22日から開催されている第13回中国全国人民代表大会(以下「全人代」)の第3次会議では、「中華人民共和国民法典(草案)」(以下「民法典草案」)が審議されるようになりました。同月28日午後、同草案は可決されましたので、2020年6月1日には、「中華人民共和国民法典」(以下、「民法典」。詳細について、http://www.xinhuanet.com/politics/2020lh/2020-06/01/c_1126061072.htm ご参照下さい。)の全文が正式に公布され、同法典が2021年1月1日より施行するとされています。民法典が一国の民事生活を規制する法律の集大成として、その制定は広く関心を集めています。なぜならば、同法が可決された後では、それが中国の民事法律制度に重大な影響をもたらさうからです。

1)、今までの経緯

実際のところ、今回の民法典が可決されたのは、中国における民法典制定の宿願が遂げられたものといえます。歴史上、中国政府は1954年、1962年、1979年および2001年の四回にわたって民法典の制定を試みてきましたが、経験不足などの様々な事情で失敗に終わったことを受け、やむを得ず、まず単行法を一つずつ制定し、民法制度を完備することを決定しました。その後、「物権法」(2007年)、「権利侵害責任法」(中国語:「侵權責任法」, 2010年)、「涉外民事関係法律適用法」(2010年)などの民事上の単行法が一つずつ可決されました。

2013年以降、中国政府は5回目にわたって民法典の制定活動を推進するよう決定しました。民法典制定の計画によりますと、民法典の制定は二つのステップに分けて実施されるようになっており、まずは、民法典の総則編としての民法総則が制定され、次には、民法典の各分編が編集されるという流れになっています。

2017年3月には、現行の「民法通則」(1986年)をもとに作成された「民法総則」が可決され、その後、民法典の制定活動は民法典の各分編の編集に移りました。

民法典の各分編の構成については、既存の各民法の単行法などをもとに、物権、契約、人格権、婚姻・家庭、相続(中国語:「承継」)、および権利侵害責任という6編からなります。各編は「全人大」の常務委員会の審議を受け、2019年12月下旬には、民法典草案の意見募集稿の全文が、公衆に公布され、意見の募集が実施されました。その後、全人大の常務委員会は意見募集の結果に基づいて民法典草案をさらに修正し、同草案が今回の全人大に提出され、可決されたようになりました。

2)、民法典の構成および概要

民法典の全文は前述のとおり、総則、物権、契約、人格権、婚姻・家庭、相続、および権利侵害責任という7編の計1260条からなります。以下におきましては、企業の日々の経営にかかわる一部の分編の構成を中心とし、簡単にご紹介いたします。

第一編の総則の編は、「民法総則」の構成と内容が維持されたままであり、その内容は、基本的規定、民事主体(自然人、法人、非法人組織)、民事上の権利、民事法律行為・代理、および民事責任からなります。特にご留意いただきたいのは、省エネおよび環境保護(すなわち、グリーン原則、中国語:「綠色原則」)も民法の基本原則としてされています(第9条)。また、知的財産権およびデータ、オンラインバーチャルアセット(中国語:「網絡虛擬財產」)についても民事権利として定められています(第127条)。

第二編の物権の編は、基本としては「物権法」の内容が取り入れられており、通則、所有権、用益物権、担保物権、および占有から構成されています。そのうち、特に担保物権の部分に関しては、既存の物権法の定めに加え、ファイナンスリース、ファクタリング、所有権の留保などの種類の担保契約による担保が追加され、明確にされている(第388条1項)ほか、抵当契約および入質契約の必須条項(第400条2項、第427条2項)、担保物権の弁済順位なども簡略化され、統一されました(第414条)。

第三編の契約の編は、既存の「契約法」(1999年)の定めに基づいて作成されたものであり、通則、典型的契約、および準契約という3つの部分から構成されています。そのうち、典型的契約の部分では、既存の「契約法」に定められている売買契約、贈与契約、金銭消費貸借契約、リース契約などの15種類の典型的な契

約が実務上の最新の状況にもとづいて改善されている以外にも、さらに新たに保証契約(第三編第 13 章)、ファクタリング契約(第三編第 16 章)、不動産管理契約(第三編第 24 章)、およびパートナーシップ契約(第三編第 27 章)という 4 種類の契約も、典型的契約として織り込まれています。

第四編の人格権の編は、既存の法的規定と司法解釈に基づき、自然人その他の民事主体の人格権の内容や、保護の方法などが明確にされました。その中には、一般的な規定のほか、生命権、身体権・健康権、氏名権・名称権、肖像権、名誉権・栄誉権、プライバシー・個人情報の保護などが含まれています。特に、プライバシー・個人情報の保護については、プライバシー侵害行為の詳細、個人情報の定義、自然人と個人情報処理者の各々の基本的な権利や義務などが明確にされています(第四編第 6 章)。

第七編の権利侵害責任の編では、既存の「権利侵害責任法」をもとに、インターネット業界などの分野での新しい権利侵害の種類が追加され、権利侵害責任制度が改善されるようになりました。責任帰属の原則として、危険なスポーツなどの中での事故に関する損害賠償責任について、被害者の同意および引受けによって責任が免除される制度(中国語:「自甘風険」)が確立され(第 1176 条 1 項)、さらに、権利が侵害された際の緊迫した状況の下での自力救済(中国語:「自助行為」)制度が追加されています(第 1177 条)。損害賠償責任について、民法典では、既存の司法解釈などの法的規定をもとに、精神損害賠償制度が改善され(第 1183 条 2 項)、これと同時に、知的財産権の侵害、製品品質問題による死亡または健康上の重大な損害、および環境に対する損害への懲罰損害賠償制度が定められるようになりました(第 1185 条、第 1207 条、第 1232 条)。また、製品の生産者と販売者のリコール責任や、リコールに必要となる費用の負担(第 1206 条 2 項)などの内容も明確にされています。

そのほか、第五編の婚姻・家庭の編、および第六編の相続の編は、昨今の社会の発展の実状に応じ、既存の「婚姻法」(1980 年可決、2001 年修正)、「養子法」(中国語:「収養法」。1991 年可決、1998 年修正)、「相続法」(1985 年可決)などに基づいて中国の婚姻・家庭法の制度と相続法の制度が改善され、統一されるようになりました。

民法典の附則によりますと、同法典の施行後においては、「婚姻法」、「相続法」、「民法通則」、「養子法」、「担保法」、「契約法」、「物権法」、「権利侵害責任法」および「民法総則」という既存の各民事上の単行法が、同法典に取って代われ、廃止されるものとされています。中国の民事上の法律制度は、同法典の施行により相応に変更されるものとも想定することができ、企業としては最終に可決された民法典の関連内容を意識し、相応の対応を講ずる必要があるかと思われます。

新型コロナウイルスの感染拡大にかかわる民事案件の審理に関する最高人民法院の指導意見(二)

5 月 19 日の午後に、国務院新聞弁公室においては記者会見が開かれ、「新型コロナウイルスの感染拡大にかかわる民事案件の法による適切な審理に関する最高人民法院の指導意見(二)」(以下「意見二」)が公布された。

「意見二」においては、感染拡大の影響を比較的に深刻に受けている売買契約、不動産賃貸借契約、金融契約、医療保険、企業の破産などの案件の類型に焦点が当てられ、23 条の具体的な指導意見が提出されている。

「意見二」の主な内容は、次の四つの面に要約することができる。一つ目は、「六つの保護(居住民の就業、基本的な国民生活、市場の主体、食糧・エネルギーの安全性、産業チェーン・供給チェーンの安定性、および基層組織の運営)保障への奉仕の「六つの安定(就業・金融・外国貿易・外資・投資・予期)」任務における重点化、破産による更正と破産による和解を通じた善意に基づく文明的な執行の強化の理念、企業の債務危機の解消、および市場主体の保護である。二つ目は、法による売買契約紛争案件の審理、および産業チェーン・供給チェーンの保護である。三つ目は、法による教育研修および医療保険契約紛争の審理、ならびに国民生活の需要への対応である。四つ目は、国が感染拡大期間中に打ち出した一連の企業・国民に資する政策の効果的な貫徹と実施、および経済社会発展の保障への更なる奉仕である。

「意見二」においては、各級の人民法院が感染拡大の予防・抑制期間において、企業の破産による救済の理念を更に強調し、感染拡大が企業、特に中小企業にもたらす可能性のある影響に細心の注意を払い、企業の運営価値および関連主体の合法的權益に対する保護の強化、苦境に陥っている企業に対する救済の程度の増強、企業の発展に向けた自信の安定化、ならびに経済社会の安定した運営への支援が要求されている。

このほかにも、「意見二」においては、感染拡大の予防抑制期間における執行手続と破産手続の整合性の強化に対する具体的な規定が行われており、単独の執行案件の企業の生産管理への影響と、苦境に陥っている企業に対する救済の遅延を回避し、これと同時に、破産による更正・和解制度の価値を十分に発揮させ、苦境に陥っている企業を有効に保護し、救済する旨が定められている。

法規原文「<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-230181.html>」

生態環境部、「新化学物質環境管理登記弁法」を公布

先日、生態環境部は「新化学物質環境管理登記弁法」(以下「弁法」)を公布した。同法は2021年1月1日から施行される。

従前のものと比べ、「弁法」においては、主に以下の点が改正されている。一つ目は、環境リスクに焦点を当てた管理・制御の重点の強調である。二つ目は、申請要求の最適化、および企業の負担の軽減である。三つ目は、登記基準の細分化と、許認可審査要求の完全化である。四つ目は、事中・事後監督管理の強化、および管理効率の向上である。五つ目は、新たな危害情報の追跡、および環境リスクの継続的な防止である。そのうち、「弁法」においては、環境リスクの管理上の要求を低下させない前提の下で、申請の類型の設定が最適化され、元の簡易申告が届出へと調整され、元の常規申告中の等級の低いものが簡易申告へと調整されており、これとともに、申告データの要求が更に最適化されている。「弁法」においてはさらに、「二つの強化」と「三つの最適化」という追跡管理の要求が提起されており、企業の新化学物質の環境リスクコントロール実施時における主体責任が強化され、環境リスクコントロール措置の指向性が強化され、情報報告要求、監督管理方法、監督管理の重点などが最適化されている。

「弁法」の実施後においては、関連の企業と公的機関は、以下のいくつかの面において責任と義務を履行すべきとされている。

一つ目に、登記証を取得し、または届出を取り扱うべきとされている。新化学物質の生産前、または輸入前に、新化学物質の環境管理の常規登記証、もしくは簡易登記証を取得し、または新化学物質の環境管理の届出を取り扱うべきとされている。「中国における既存の化学物質リスト」に既に組み入れられているが、しかし、新たな用途の環境管理を実施する化学物質に対し、許可されている用途以外のその他の工業用途に使用する場合には、生産、輸入または加工使用前において、新たな用途の環境管理登記を行うべきとされている。

二つ目に、環境リスクを予防・制御すべきとされている。研究・生産・輸入・加工使用の過程において、有効な措置を講じ、新化学物質の環境リスクを防止・制御する必要がある。新化学物質の常規登記を行う生産者と加工使用者はさらに、自らの公式サイトまたは他の公衆に分かりやすい方法で環境リスクコントロール措置と環境管理要求の実施状況を公開すべきとされている。

三つ目に、追跡管理上の要求を実施すべきとされている。新化学物質の生産者・輸入者・加工使用者は、「弁法」の規定に従って情報の伝達、資料の記録・保存、活動報告などの追跡管理上の要求を実施すべきである。新化学物質の新たな環境または健康に対する危害の特性または環境リスクの存在が発覚した場合には、速やかに報告し、環境リスクの増加を招く可能性のあるものに対しては、環境リスクを除去または低減するための措置を速やかに講ずべきとされている。

四つ目に、監督および抽出検査を受けるべきとされている。生態環境主管部門が法により環境監督抽出検査を行う場合には、新化学物質の研究者、生産者、輸入者および加工使用者は、これに協力し、かつ、事実のとおりに関連資料を提供し、監督と抽出検査を受けるべきとされている。

法規原文「http://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk02/202005/t20200507_777913.html」

六部門、信用貸付融資費用を規範化し、企業融資の総合コストを低減

信用貸付融資の各段階における料金の徴収と管理を更に規範化し、企業の知る権利、自主選択権、および公平な取引権を保護し、企業融資の総合コストを低減するため、中国銀行保険監督管理委員会は先日、工業情報化部、発展改革委員会、財政部、人民銀行、および国家市場監督管理総局と共同で、「信用貸付融資費用の更なる規範化および企業融資の総合原価の低減に関する通知」(以下「通知」)を通達している。

中国銀行保険監督管理委員会は近年における料金徴収の特定項目の整備と現場検査の状況を整理してまとめ上げ、異なる種類の機構を調査・研究している。工業情報化部は企業信用貸付融資の料金徴収オンラインアンケート調査、および一部の業界・協会・企業に対する調査・研究を展開している。

「通知」においては、市場化・法治化の原則が堅持されており、融資の各段階を基軸とし、融資の総合コストを引き上げるか否かを基準として、信用貸付資金の供給側と需要側を同時に考慮し、信用貸付・信用貸付補助・与信増加・審査の段階における料金徴収行為と徴収料金の管理が規範化され、内部統制、外部監督および奨励の役割が強化されている。「通知」においては、提携機構の管理を強化するよう銀行に要求されている。「通知」においては、新たな措置の打ち出し、古い政策の細分化、および元の禁止令の体系化という三点

が並行して進められており、各類型の企業に適用され、これと同時に、小型企業に対する政策上のサポートが十分に体现されている。

「通知」は2020年6月1日から実施されている。中国銀行保険監督管理委員会は関連部門委員会と共同で引き続き企業信用貸付融資の費用問題に関心を払い、一貫して企業融資の総合コストの低減を推進していくものとみられている。

法規原文「<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=906188>」

事例からみる広告法コンプライアンスについて(2) ——「問題のある地図」がもたらす広告法のコンプライアンスリスク

シニアパートナー/弁護士 金英蘭
弁護士 李霆輝

2017年から、国土資源部や工業情報化部などの部門は、「問題のある地図」に対する取り締まりキャンペーンを展開し、一連の典型的な事例を公開しています。中でも特に注目に値するのは、多くの会社が広告の中で規定を満たしていない地図を使用することにより、行政処罰を招いているという点です。以下におきましては、二つの事例を用いて、広告の中で「問題のある地図」の使用によりもたらされるコンプライアンスリスクに対し、ご紹介と分析を行います。

【案件の概要】

● 上海華興華營銷諮詢有限公司が「問題のある地図」を設計・制作した事例

本件の発端は、上海華興華營銷諮詢有限公司(以下「華興華社」)が2016年末に華夏幸福基業股份有限公司(以下「華夏幸福社」)とブランドマーケティング顧問サービス契約を締結し、その契約の取決めに従って、中国式新幹線の展示用看板メディアと航空機雑誌の上に載せる「華夏幸福社の新型産業都市の運業者」の広告を設計したことであった。その広告の中で、華興華社の従業員は中国国外のウェブサイトからダウンロードした世界地図を使用し、華興華社は広告画面の見本原稿の設計過程で、その世界地図上の中華人民共和国の地図に対して顕著な取扱いを行い、他国の国境線を隠し、中国の国境線を保留した。2017年の3月になり、華興華社は華夏幸福社から、自社広告の見本原稿中の中国の国境線に制作ミスが存在している可能性があることを耳にし、すぐに航空機雑誌の広告中の見開きページ上の中国の国境線に対し、部分的な修正を施し、同月に見本原稿を華夏幸福社に引き渡したが、その地図上ではいまだに中国の領土が完全かつ正確に表示されておらず、南海諸島、魚釣島、大正島などが載っていなかった。同一の地図に誤りが二度生じ、最終的に、華興華社は自社の不注意のために大きな代価を支払うこととなった。

上海市静安区の市場监督管理局は調査を経て、華興華社が制作・掲載した広告の中で使用されていた中国の地図には、国境線の不完全かつ不正確な表示が存在し、国家の主権と利益が著しく侵害されており、また、当該広告が航空機雑誌上で掲載されていた期間中に、華興華社がその画面内の中国の地図に制作ミスが存在している可能性があることを既に知り得ていた状況の下で、見本原稿の単独ページに対しては、いず

れの修正も行っておらず、客観的には違法行為を継続し、危害の結果の継続的な発生を放任しており、嚴重に処罰すべきものと考えた。

2017年11月10日に、静安区の市場監督管理局は法により華興華社に対し、広告掲載停止命令を下し、広告費用を没収し、かつ、罰金人民元100万元の行政処罰に処した。

● 無印良品の製品カタログ上の地図に表示ミスが存在した事例

本件の発端は、無印良品(上海)商業有限公司が2017年10月から2018年1月までに、「無印良品2017秋冬家具・繊維製品カタログ」を消費者へ無償提供したことであった。同カタログは主にMUJIブランドと自社の2017年秋季・冬季向けの家具・繊維製品の商業上の宣伝に用いられ、全部で7万冊印刷され、3万冊あまりが配られた。カタログの末尾で、無印良品は自社の店舗の位置を表示するために、中華人民共和国の地図を含む地図を使用していた。カタログが掲載されてから間もなく、カタログ上で使用されている中国の地図が「問題のある地図」であったことがメディアによって暴かれ、静安区の市場監督管理局は2018年5月に無印良品に対する立件調査の実施を決定した。

2018年7月19日に、上海市規劃・国土資源管理局による「地図内容検定意見書」(滬図検字[2018]第12号)の発行を経て、当局は「無印良品2017秋冬家具・繊維製品カタログ」に掲載されていた中国の地図には、次のとおりの主要な問題が存在していたものと判断した:1、中国の概略図の著しい変形および不完全性/2、中国のチベット南部地区の国境の制作ミス/3、中国の阿克苏イチン地区の境界線の制作ミス/4、南海諸島・魚釣島・大正島の掲載漏れ/5、中国の海南省の注釈カラーと中国のそれとの不一致性/6、地図審査番号の注釈の不存在

最終的に、静安区の市場監督管理局は法により無印良品に対し、広告掲載停止命令を下し、罰金人民元20万元の行政処罰に処した。

【弁護士のコメント】

大衆にとってなじみの深い伝統的な宣伝メディア(たとえば、テレビ、定期刊行物、雑誌、看板など)のほかにも、近年では、製品パンフレット、地下鉄のつり革、高速鉄道のいすの背もたれなどの非伝統的なメディアを通じて投入される広告も、増加してきています。非伝統的なメディアの形式は更に多様性に富んでいることから、広告業者はしばしば、より望ましい顕示効果を得ることに注意力を注ぎ、広告内容面の細部をおろそかにする場合があります。広告中で使用される中国の地図はすなわち、一つの容易に無視され、かつ、無視することのできない部分です。

「中華人民共和国地図管理条例」によりますと、公民、法人および他の組織は、国家の領土が正確に表示された地図を使用すべきとされています。中国の地図を使用する際には、地図上で国家の統一、および主権と領土の完全性を脅かす内容を表示してはならないという点に注意し、中華人民共和国の領土を完全に表示し、中国の国境線画法の標準カラー原図に従い、中華人民共和国の国境などを制作する必要があります。特に、縮尺を使用している地図の場合には、中国の領土の完全性を無視することはできない点に注意する必要があります。これを怠った場合には、一部の地区の掲載漏れにより行政処罰を招くおそれがあります。2015年に新たな「広告法」が施行されてから、広告の違法性は既に企業の行政処罰の頻発分野になっています。そのうち、多くの企業は広告を制作・掲載する過程で問題のある地図を使用していたことから、当局の処罰を受け

ています。

新たな「広告法」の第 9 条と第 57 条の規定によりますと、広告では国家の尊厳または利益を侵害し、または国家の機密を漏えいする状況を載せてはならないとされています。もし違反があれば、市場監督管理部門が広告掲載停止命令を下し、広告主に対しては、二十万元以上、百万元以下の罰金に処し、情状が深刻な場合にはさらに、営業許可証を取り消すことができ、広告審査機関は広告審査許認可文書を取り消し、一年以内は、この広告主の広告審査申請を受理しません。広告の経営者と広告の掲載者に対しては、市場監督管理部門が広告費用を没収し、二十万元以上、百万元以下の罰金に処し、情状が深刻な場合にはさらに、営業許可証を取り消し、または広告掲載登記証明書を取り消すことができます。

広告の中での台湾島、魚釣島、アクサイチンなどの地区が載っていない「問題のある地図」の使用は、すなわち広告法第 9 条で禁止されている広告内容中の国家の尊厳または利益を脅かす状況に属しています。実務の上では、企業の「問題のある地図」の使用上の故意性の有無にかかわらず、ただ単に不注意で誤って非正規の地図を用い、または中国の地図を使用する際に媒体または顯示方法の原因により中国の地図に変形が発生しただけでも、いずれも処罰を引き起こすおそれがあります。領土問題は国家の主権にかかわっており、他方、広告は民衆に向けた宣伝行為でもあり、国家の尊厳と利益を防衛するため、当局は広告中の地図の問題を特に重視しています。

外資企業にとって見れば、もしも「問題のある地図」の使用などの行為にかかわる場合には、罰金に処せられるだけでなく、さらには、企業の評判に対しても悪影響を及ぼし、最終的には商業上の損失がもたらされます。企業は広告法コンプライアンスの重要性を重視し、専門家の力を借りて広告の制作と掲載の過程における適法性を保証すべきであり、特に、中国の地図を使用する必要がある際には、念には念を入れるべきとなります。

外国投資情報報告について

弁護士 瀧博文

Q1:2020 年 1 月 1 日に、「外商投資法」とその実施条例の施行に伴い、「三資法」時代の「審査認可制」と「届出制」が廃止され、外商投資企業に対する管理制度が「情報報告制」という制度に変更された。「審査認可制」や「届出制」と比べて、「情報報告制」の概要は、どのようなものなのか。

A1:

中国における外商投資企業に対する管理規制の変遷は、以下のとおり整理することができます。

	期間	法的根拠	制度の概要
審査認可制	1980 年 ～ 2016 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「中外合弁経営企業法」 およびその実施条例 ✓ 「中外合作経営企業法」 およびその実施細則 ✓ 「外資企業法」 およびその実施細則 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外商投資企業の設立、変更、解散などの実施前には、商務部門の許認可審査が必要となる。

届出制	2016年9月～ 2019年12月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 『外資企業法』などの四つの法律の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定」 ✓ 「外商投資企業設立・変更届出管理暫定弁法」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネガティブリストから外れている分野に投資する外商投資企業に対しては、設立、変更、解散などの実施前の許認可審査は、不要となり、商務部門への届出を要する。 ✓ ネガティブリスト中の分野に投資する外商投資企業は、依然として商務部門の許認可審査が必要となる。
情報報告制	2020年1月～ 現在	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「外商投資法」およびその実施条例 ✓ 「外商投資情報報告弁法」 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ネガティブリスト対象外の分野では、内外資一致の原則の下での管理が実施される。 ✓ ネガティブリスト中の分野では、外国投資者が行う投資は、ネガティブリストに規定されている条件に適合していなければならない。ただし、商務部門の許認可審査は不要とされている。 ✓ 外商投資企業が対象となる許認可審査申請および届出は、不要とされており、外商投資企業は自ら設立、変更、解散などの情報を当局のシステム上において報告する。

Q2: 情報報告の性質とは、どのようなものなのか？外国投資者または外商投資企業がその他の手続を取り扱うに当たっての前提条件となるのか？

A2:

商務部と市場監督管理総局の関連責任者の2019年12月30日の「外商投資情報報告弁法」関連問題をめぐる記者への回答¹によりますと、次のとおりとされています：

外商投資情報報告制度は新型の外商投資法律制度の枠組みの下で確立する一つの管理制度であり、その主要な目的は外資政策措置の制定・完全化、精確なサービス水準の向上、および投資の促進や保護業務などの情報サポート提供の遂行にある。投資情報の申告そのものは、外国投資者または外商投資企業が企業登記または他の手続を取り扱うに当たっての前提条件ではなく、外国投資者または外商投資企業を対象として新たに設ける一つの行政上の許認可審査ではありません。

Q3: どのような状況の下で、外商投資情報報告を行う必要があるのか？

A3:

外国投資者が中国国内で会社やパートナーシップ企業に直接投資し、これを設立した場合、または外国(地区)企業が中国国内において生産管理活動に従事する場合には、外国(地区)企業が中国国内において設立した生産管理活動に従事する常駐代表機構などは、「外商投資情報報告弁法」の規定に従い、企業登記システムを通じ、オンラインで初期報告や変更報告を提出し、国家企業信用情報公示システム(www.gsxt.gov.cn)を通じてオンラインで年度報告を提出すべきとされています。

外商投資企業の実質的な支配者の変更、輸入設備の減免税情報の変更、住所が変わらずに所在する特

¹ <http://www.mofcom.gov.cn/article/difang/202001/20200102928338.shtml>

別経済区域が変わった状況、外商が投資する「股份有限公司」の発起人を除く株主の基本情報の変更などは、市場監督管理部門において変更登記事項を取り扱う必要はなく、変更事項の発生後の 20 営業日以内に企業登記システムを通じて変更報告を提出すべきとされています。

外商投資企業が抹消され、または内資企業に転換される場合には、企業抹消登記または企業変更登記の取扱後においては、既に抹消報告を提出しているものとみなされ、関連情報は市場監督管理部門から商務主管部門へとプッシュ通知され、外商投資企業は別途申告する必要はありません。

外商投資企業が中国国内で再投資した企業の初期報告、変更報告、抹消報告、および年度報告は、市場監督管理総局から商務部へと共有され、外商投資企業は別途申告する必要はありません。ただし、外商の投資・設立した投資会社、ベンチャーキャピタル企業、および投資を主要な業務とするパートナーシップ企業が、中国国内で投資・設立した企業の場合には、「外商投資情報報告弁法」の規定に従って投資情報を申告すべきとされています。

Q4: 外国投資者または外商投資企業の初期報告や変更報告の際には、どのような情報にかかわるのか？

A4:

商務部が公布している「外商投資情報報告の関連事項に関する公告」(商務部公告 2019 年第 62 号)の附属文書「外商投資の初期・変更報告表」の規定によりますと、初期報告と変更報告の際にかかわる主要な情報は、次のとおりとされています：

企業の基本情報	企業名称、統一社会信用コード、住所、企業類型、投資業界、経営範囲、通貨、投資総額、登録資本、出資額、業務類型、投資方法、法定代表者、董事、監事、経理、連絡担当者の情報などを含む。
投資者とその最終的な実質的支配者の情報	投資者の名称または氏名、国別、引受出資額、払込出資額、出資方法、出資比率、最終的な実質的支配者の関連情報などを含む。
投資取引情報	外商投資企業の買収合併による設立の状況： 買収合併される企業の基本状況、買収合併される持分／資産価値評価の状況、買収合併される企業の中国国内における投資の状況など
	上場会社への戦略的投資の状況： 戦略的投資の段階、持株状況、投資方法、戦略的投資者の資産状況などの情報

Q5: その外商投資情報報告制度に従っていないならば、どのような法的リスクが発生するのか？

A5:

外商投資企業がこの情報報告制度を順守していない際には、以下の法的リスクが発生する可能性があります：

① 過料を科せられるリスク

外国投資者または外商投資企業は、本法の要求のとおり投資情報を申告しておらず、かつ、商務主管部門の通知後に、補足的に申告し、または更正していない場合においては、商務主管部門が 20 営業日以内

における是正をこの者に命じ、期限を徒過し、是正しなかったときは、10 万元以上、30 万元以下の過料に処せられ、期限を徒過し、是正せず、かつ、以下の状況が存在していたときは、30 万元以上、50 万元以下の過料に処せられます：

(一)外国投資者または外商投資企業が、故意に情報報告義務の履行を回避し、または情報報告を行った際に真実の状況を隠匿し、もしくは誤解を招く情報、もしくは虚偽の情報を提供していたとき。

(二)外国投資者または外商投資企業が、所属業界、外商投資参入特別管理措置への関連性の有無、企業の投資者およびその実質的な支配者などの重要な情報につき、誤って申告していたとき。

(三)外国投資者または外商投資企業が、本法の要求のとおり投資情報を申告せず、かつ、これにより行政処罰を受け、二年以内に本法の関連要求に再び違反していたとき。

② 主管部門による公示および企業信用システムへの組入れ

外国投資者または外商投資企業が情報報告義務への違反により商務主管部門の行政処罰を受けた場合には、商務主管部門は関連の状況を外商投資情報報告システムの公示プラットフォーム上で公示し、かつ、国家の関連規定に従って信用情報システムに組み入れることができます。これと同時に、商務主管部門は市場監督管理、外貨、税関、税務などの関連部門との間で、外国投資者または外商投資企業の情報報告義務の履行、および相応の行政処罰の受入れに関する状況を共有することができます。

以上

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(第三章)(中日対訳)

最高人民法院の「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」(法[2019]254 号)は、中国における民事と商事の司法実務の全般にわたる主な法律の適用問題に対する最高人民法院の意見を反映しており、中国本土のすべての裁判所の案件の審判を指導するための重要なものです。同要綱は十二章もあり、内容が多いため、数回に分けて翻訳させていただきます。

今回は、「全国裁判所民商事審判業務会議要綱」の第 3 章の中日対訳を作成いたしましたので、詳細につきましては、[こちらをご覧ください](#)。

(終わり)

- 本誌は無料で配布させていただきます。
- お問い合わせやご意見のある方は newsletter@jtnfa.com までご連絡ください。
- 本誌内容の一般性のため、掲載内容を基にした商業活動による損失は弊所では責任を負いかねますのでご了承下さい。
- なお、本誌は弊所が PDF ファイル形式により配布するもので、ヘッダーを含む PDF ファイルの全文を変更せずに配布される場合は許可しますが、それ以外の場合には弊所にご相談ください。

<http://www.jtnfa.com/JP>